

景観計画・都市景観協議地区の案の作成

住民の意見を反映させるための必要な措置
(市素案説明会・公聴会の開催・意見書の受付 等)

都市美対策審議会・都市計画審議会の意見聴取

景観計画・都市景観協議地区の策定の告示

条例手続き

景観計画・都市景観協議地区の施行

山手地区景観制度移行について

13

14

本日の説明

1 制度移行にあたって

2 「(仮称)山手地区景観計画」及び「(仮称)山手地区
都市景観協議地区」の素案の案について

3 特定都市景観形成行為等について

1 制度移行にあたって

15

16

景観計画

行為の
制限

- ア 屋上看板及び壁面看板は、自己の名称、氏名、住所、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するため、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する広告物等に限り、設置することができる。

都市景観
協議地区

行為指針

- (ア) 山手の歴史的景観と調和し、閑静な住宅地の環境に配慮した規模、位置、色彩等を工夫する。

景観計画

行為の
制限

- ア 屋上看板は、設置することができない。
イ 壁面看板、広告塔、広告板及びそで看板(設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。)は、自己の名称、氏名、住所、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するため、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する広告物等に限り、設置することができる。

都市景観
協議地区

行為指針

- (ア) 屋外広告物は最小限とし、特徴的な通りの景観に調和した規模、位置、色彩等にするものとする。
(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど、景観を阻害しないものとする。

景観計画

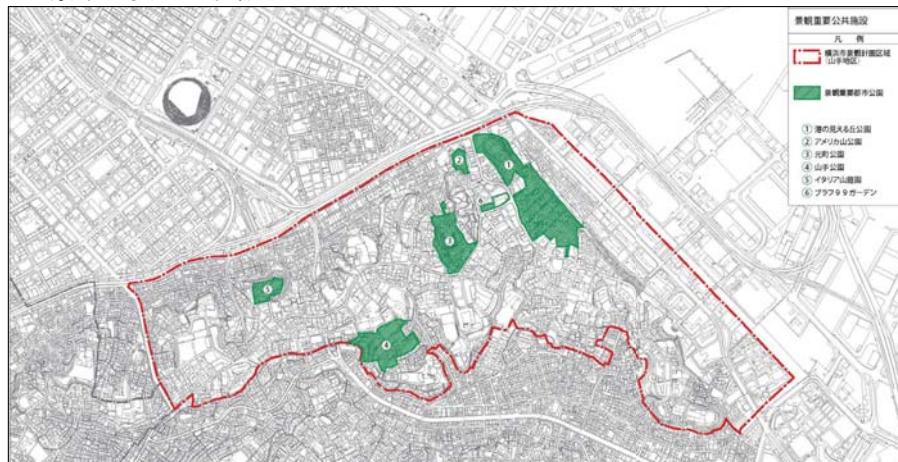
行為の
制限

ア 屋上看板及び広告塔は、設置することができない。

61

62

計画図 景観重要公共施設



63

3 特定都市景観形成行為等について

64

本日審議していただきたいポイント

- 良好的な景観の形成に関する方針
- 景観形成基準・行為指針(特に全域・山手町特定地区)
- 特定都市景観形成行為